

地公労四者共闘速報 教職員版

全滋賀教組 UNITE!

第2回県人事委員会交渉

2020年11月8日

(全滋賀教組・滋賀高教組・滋障教・県職組)

[人事委員会事務局長の回答]

- 一時金は期末手当を0.05月引き下げ4.45月とする(再任用者は除く)
- 公民格差はマイナス0.02%(-60円)と極めて小さく、月例給の改訂は行わない
- 在宅勤務や時差出勤など、コロナ感染のリスクに備えるよう言及したい
- 人事評価が役職評価となっているならば、それはるべき姿ではない
- 高速料金の通勤手当支給については、改善の方向で話をしている

11月6日、第2回人事委員会交渉が行われました。交渉に先立ち、各職場からの追加署名を提出し(総数2,871筆)、皆さん思いを局長にしっかりと伝えました。

一時金の引き下げは絶対すべきでない!

「一時金は家計を支える上で欠かせないものであり、引き下げは見直せ」と要求しました。特に、勤勉手当の支給のない会計年度任用職員の引き下げは、不公平感が大きい。また、期末手当を引き下げることで一層、成績主義が色濃く反映することとなると指摘しました。



人事評価制度～若い世代の不利益を解消せよ！～

若い世代にSやA評価がなされず、今後大きな不利益が生じること、事実上役職評価になっていることを指摘しました。これに対して、局長は、前回に引き続き「役職評価となっているとすれば、それは人事評価の基本に外れる」と答えました。局長の認識を示しながら、今度は確定交渉において教育長に対して人事評価の問題点を指摘し、見直しを求めていきます。

変形労働時間制導入ではなく、まずは超勤縮減だ

県内のある町教委が、土日の勤務記録を削除するよう指示していたとの報道を取り上げ、「上限規制のみが先行する中で生じた問題だ」と指摘しました。そもそも、現場は月45時間を超える残業があり、導入の前提がありません。拙速な条例制定は行わないよう、人事委員会の報告に書き込めと要求しました。

高速料金の通勤手当を実費支給に

通勤手当支給の要件について、高速道路を利用する場合に全額負担している県もあることを示し、滋賀県でも「婚姻による転居」「配偶者の就業・転勤に伴う転居」への拡大に言及するよう要求しました。これについては任命権者と従来の内容を見直し、緩和していく方向で話をしており、どのように報告に書き込むか考えているという回答を得ました。

次は確定交渉に結集を！

**第1回 11/9 総務部長 13:15～
教育長 14:45～16:00**
**第2回 11/18 総務部長 9:45～
教育長 11:00～12:00**
※第1回交渉時から署名を提出します!
職場の多くの声を届けてください。